

あなたのお店も街並みの一部です！

After

広告物の大きさや色などを工夫することで、同じ情報量でも伝わりやすく、落ち着いたのがあるいい印象となる。



情報をひとつに
まとめる

大きさを
おさえる

字体や大きさ、色を
あわせる

情報を**整理**し、 見せ方を**工夫**する。

Before

広告物の大きさや色が目立ち過ぎると、かえって内容が伝わりづらく、落ち着いた見えないように見えてしまう。



令和2年4月1日より、窓に貼る広告物も広告物条例の規制対象となります。

<詳しくは裏面を御覧ください。>

おさえる

窓等に設置するポスター等の量や、使う色を最小限におさえてみましょう。大きさや量、色をおさえた広告物はシンプルで洗練された印象になります。広告物をおさえ店内の雰囲気を伝えると、お客さんも入りやすくなります。

まとめる

バラバラに設置していた広告物を、整理して一箇所にまとめてみましょう。窓面の広告物をきれいにまとめると、見やすくなり、印象も良くなります。

あわせる

広告物の大きさや色、文字の大きさなどを、あわせてみましょう。広告物に統一感があると、スッキリとした良い印象をあたえます。広告物だけでなく建物ともあわせたくなくなるかもしれません。

窓に貼る広告物のルール **特定屋内広告物の基準**

ポスター等の広告物を窓の外側に貼ることは条例で禁止されています。建物の窓に広告物を貼る際は、建物の内側に設置してください。

建物の内側から設置する広告物（「特定屋内広告物」といいます。）も、下記のように色のあざやかさ（彩度）や表示できる面積などについて、条例で地域ごとに基準があります。また、合計**3㎡以上設置する場合は、届出が必要**になります。

※特定屋内広告物の規定は、令和2年4月1日より施行します。

特定屋内広告物の基準	地域の種別（詳しくは流山市のホームページを御覧ください。）				
	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
彩度	6以下	10以下	8以下	6以下	10以下
表示できる面積の割合	1/5以下	2/5以下	1/5以下		2/5以下

※流山市広告物条例施行規則 別表1より抜粋（一部改）

表示できる面積の割合



●●● 特定屋内広告物の表示面積 [㎡]

●●● 開口部の面積の合計：W [㎡]

【算定式】

$$\text{総表示面積 } S = S1 + S2 + S3$$

$$(\text{第1・3・4種の場合}) S \leq W \times 1/5$$

$$(\text{第2・5種の場合}) S \leq W \times 2/5$$

※流山市広告物条例ルールブックより抜粋

流山市広告物条例に関する相談窓口

流山市 都市計画課

住所 | 〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1

TEL | 04-7150-6087 (直通) | FAX | 04-7159-0954

もっと知りたい方は、流山市WEBサイトを！

流山市 広告物条例

検索